

令和6年 第79回臨時会

# 坂井地区広域連合議会会議録

令和6年5月13日開会

令和6年5月13日閉会

坂井地区広域連合議会

令和6年 第79回坂井地区広域連合議会定臨時会 会議録目次

◎第1日目（令和6年5月13日）

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○広域連合長招集挨拶	5
○開議の宣告	6
○議席の一部変更について	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○副議長の辞職	8
○副議長の選挙	9
○議長の辞職	11
○議長の選挙	13
○副議長の議会運営委員の辞任	16
○議会運営委員の選任	16
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	18
○承認第1号から同意第2号の一括上程、提案理由の説明	18
○承認第1号から同意第2号の質疑、討論、採決	20
○閉議の宣告	36
○広域連合長閉会挨拶	36
○閉会の宣告	37

○署名議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

# 1 第79回坂井地区広域連合議会臨時会議事日程

令和6年5月13日(月)  
午後2時45分開議

- 日程第1 議席の一部変更について
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議会運営委員の選任について
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について)
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)
- 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について)
- 日程第11 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第12 同意第2号 監査委員の選任について
  
- 追加日程第1 副議長の辞職について
- 追加日程第2 副議長の選挙について
- 追加日程第3 議長の辞職について
- 追加日程第4 議長の選挙について
- 追加日程第5 副議長の議会運営委員の辞任について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

1 番 青 柳 篤 始	2 番 佐 藤 岳 之	3 番 廣 瀬 陽 子
4 番 北 浦 博 憲	5 番 鍋 嶋 邦 広	6 番 岡 部 恭 典
7 番 堀 田 あけみ	8 番 山 田 秀 樹	9 番 上 坂 健 司
10 番 室 谷 陽一郎	11 番 松 本 朗	12 番 伊 藤 聖 一
13 番 平 野 時 夫	14 番 川 畑 孝 治	15 番 永 井 純 一
16 番 八 木 秀 雄	17 番 畑 野 麻美子	18 番 山 川 知一郎

4 欠席議員（0名）

なし

5 説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 禎 孝	副広域連合長 森 之 嗣
事務管理者 新 開 和 典	
事務局長 井 上 純 子	事務局次長 江 川 欣 男

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局補佐 手 島 紀志子	議会事務局書記 奥 出 宇 啓
議会事務局書記 長谷川 浩 幸	

7 議事の経過

午後2時45分 開 議

第79回坂井地区広域連合議会臨時会

(午後2時45分 開議)

○事務局補佐(手島紀志子) 御起立願います。一同、礼。ご着席ください。

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長(堀田あけみ) ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより第79回坂井地区広域連合議会臨時会を開会いたします。

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長(堀田あけみ) ここで、広域連合長の招集の挨拶を許します。

池田広域連合長。

○広域連合長(池田禎孝) 本日ここに、第79回坂井地区広域連合臨時会が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、本臨時会にご参集をいただき厚くお礼申し上げます。

また、先般、坂井市議会において組織替えがあり、議員に変更がございましたが、今後とも当広域連合議会議員として、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、3月の北陸新幹線県内開業から約2ヶ月経ちますが、当坂井地区内におきましても、あわら温泉や東尋坊などの観光地のほか、商業施設に多くの人が訪れ、賑わっておるわけでございます。県外からの観光客だけではなく、高齢者を含めた地元の人たちが、この賑わいを生み出していると感じております。

このように、新幹線効果が両市内の全域に波及するとともに、長くこの効果が持続するよう地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、新年度を迎えた4月より、第9期介護保険事業計画の計画期間がスタートしております。この計画の基本理念でございます「誰もが自分らしく、生きがいや楽しみを持って暮らせる『支え合い・助け合い』のまちづくり」の構築に向けまして、関係機関との連携をより密にしながら、引き続き本計画の推進を最優先に取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位のなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本臨時議会は、議会の組織に関する案件のほか、専決処分に関する承認4件、監査委員の選任に関する同意2件の審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

#### ◇開議の宣告◇

○議長（堀田あけみ） これより本日の会議を開きます。

○議長（堀田あけみ） 本日の議事日程は、お手元のとおりであります。

#### ◇議席の一部変更について◇

○議長（堀田あけみ） 日程第1、議席の一部変更についてを行います。このたび、坂井市議会の組織替えにより、坂井市選出の議員が一部代わられましたので、議席の一部を変更いたします。

変更した議席をお手元に配付のとおりでございます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（堀田あけみ） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番 永井純一議員、  
16番 八木秀雄議員を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（堀田あけみ） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇諸般の報告◇

○議長（堀田あけみ） 日程第4、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、議長から出席を求めた者を報告いたします。

池田広域連合長、森副広域連合長、新開事務管理者、井上事務局長、江川事務局次長、  
以上であります。次に、事務局補佐にその他の報告をさせます。議会事務局補佐。

○事務局補佐（手島紀志子） 報告いたします。

本臨時会に広域連合長より提出されました案件は、承認4件、同意2件でございます。

以上、報告を終わります。



○議長（堀田あけみ） これで諸般の報告を終わります。

◇副議長の辞職◇

○議長（堀田あけみ） 川畑孝治議員から、副議長の辞職願が提出されています。  
お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀田あけみ） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（追加議事日程第 1 の配付）

○議長（堀田あけみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1、副議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定によって、14 番、川畑孝治議員の退場を求めます。

（川畑孝治議員退場）

○議長（堀田あけみ） 議会事務局補佐に辞職願を朗読させます。

議会事務局補佐

○議会事務局補佐（手島紀志子） 朗読します。

辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上、朗読を終わります。

○議長（堀田あけみ） お諮りします。

川畑孝治議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀田あけみ） 異議なしと認めます。

よって、川畑孝治議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

川畑孝治議員、議場にお入りください。

（川畑孝治議員入場）

◇副議長の選挙◇

○議長（堀田あけみ） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀田あけみ） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(追加議事日程第2の配付)

○議長（堀田あけみ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項、第3項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀田あけみ） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○議長（堀田あけみ） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀田あけみ） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

○議長（堀田あけみ） 副議長に、室谷 陽一郎議員を指名します。

○議長（堀田あけみ） お諮りします。

ただいま、議長が指名しました室谷陽一郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀田あけみ) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました室谷陽一郎議員が副議長に当選されました。

○議長(堀田あけみ) 副議長に当選されました室谷陽一郎議員が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

室谷陽一郎議員の副議長当選承諾の挨拶を求めます。

室谷陽一郎議員。

(副議長就任あいさつ、議場脇付近)

○議長(堀田あけみ) ここで議事の都合により副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

(副議長就任が議長席へ)

◇議長の辞職◇

○副議長(室谷陽一郎) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長に代わりまして会議を続けさせていただきます。

堀田あけみ議員から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（室谷陽一郎） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(追加議事日程第3の配付)

○副議長（室谷陽一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第3、議長の辞職についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって、7番、堀田あけみ議員の退場を求めます。

(堀田あけみ議員退場)

○副議長（室谷陽一郎） 議会事務局補佐に辞職願を朗読させます。

議会事務局補佐

○議会事務局補佐（手島紀志子） 朗読します。

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上、朗読を終わります。

○副議長（室谷陽一郎） お諮りします。

堀田 あけみ議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（室谷陽一郎） 異議なしと認めます。

よって、堀田あけみ議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

堀田あけみ議員、議場にお入りください。

（堀田あけみ議員入場） （議場脇付近で議長退任あいさつ）

◇議長の選挙◇

○副議長（室谷陽一郎） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（室谷陽一郎） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（追加議事日程第4の配付）

○副議長（室谷陽一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項、第3項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室谷陽一郎) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○副議長(室谷陽一郎) お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室谷陽一郎) 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は副議長が指名することに決定しました。

○副議長(室谷陽一郎) 議長に、川畑孝治議員を指名します。

○副議長(室谷陽一郎) お諮りします。

ただいま、副議長が指名しました 川畑孝治議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(室谷陽一郎) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、川畑孝治議員が議長に当選されました。

○副議長（室谷陽一郎） 議長に当選されました川畑孝治議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

川畑孝治議員の議長当選承諾の挨拶を求めます。

川畑孝治議員。

（議長就任あいさつ、議場脇付近）

○副議長（室谷陽一郎） 私はこれで退席させていただきます。ご協力ありがとうございました。

川畑孝治議長、議長席にお着き願います。

（川畑議長、議長席に着く）

○議長（川畑孝治） ここで暫時休憩いたします。

（追加議事日程第5配付）

◇副議長の議会運営委員の辞任◇

○議長（川畑孝治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

室谷陽一郎議員から、議会運営委員の辞任の申出があります。

お諮りします。

副議長の議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

よって、副議長の議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5、副議長の議会運営委員の辞任についてを議題とします。

本日、室谷陽一郎議員から、一身上の理由により議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

よって、室谷陽一郎議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

#### ◇議会運営委員の選任◇

○議長（川畑孝治） 日程第5、議会運営委員の選任についてを行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名いたします。

議会事務局補佐に発表させます。

議会事務局補佐。

○議会事務局補佐（手島紀志子） 発表いたします。

議会運営委員会の委員に、廣瀬陽子議員、堀田あけみ議員、山田秀樹議員、畑野麻美子議員、以上、発表を終わります。

なお、北浦博憲議員につきましては、任期中でありますので、引き続き議会運営委員をお願いします。

○議長（川畑孝治） ただいまの発表のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川畑孝治） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました廣瀬陽子議員、堀田あけみ議員、山田秀樹議員、畑野麻美子議員、を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

議会運営委員会を開きます。

○議会事務局補佐（手島紀志子） 議会運営委員5名の方は、第3審査会室にお集りください。

（議会運営委員会開催）→委員長、副委員長の互選

○議長（川畑孝治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長を発表させます。

議会事務局補佐。

○議会事務局補佐（手島紀志子）

発表します。

議会運営委員会委員長、北浦博憲議員、副委員長、山田秀樹議員。

以上、発表を終わります。

◇議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件◇

○議長（川畑孝治） なお、議会運営委員会につきましては、会議の会期等の調整及び議長の諮問に関する事項につきまして、閉会中も継続して審査及び調査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川畑孝治） したがって、閉会中も継続して審査及び調査を行うことに決定いたしました。

◇承認第1号から同意第2号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（川畑孝治） 日程第6、提案理由の説明に入ります。

日程第7、承認第1号から日程第12、同意第2号まで、6件を一括議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

（広域連合長 挙手）議長

○議長（川畑孝治） 池田広域連合長

（広域連合長登壇→提案理由）

○連合長（池田禎孝） ただいま上程されました、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、同意第2号「監査委員の選任について」までの6案件について、提案理由を申し上げます。

まず最初に、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条

例について)」から、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について）」までの4案件について、ご説明申し上げます。

これらの案件は、厚生労働省令の改正に準じて条例の一部改正を行うもので、いずれも令和6年3月28日付けで専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものです。

共通する主な改正内容としましては、事業所の運営規程の重要事項をインターネットのウェブサイトに掲載することが義務付けされたほか、介護サービス事業所を効率的に運営できるよう、管理者の責務と兼務範囲が明確化されたことや、身体的拘束等を行う場合の記録の義務化など措置を強化する内容となっております。

そのほか、居宅介護支援事業者が、広域連合からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、人員配置基準や運営基準など、所要の改定を行うものです。

また、地域密着型サービスにおいては、施設内での対応可能な医療範囲を超えた場合の医療機関との連携体制や、新興感染症の発生時に、医療機関と連携し感染者の診療を迅速に対応できる体制を構築するため、所要の改定を行うものです。

次に、同意第1号「監査委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、坂井市議会の組織替えにより、議員から選任する監査委員が欠員となりましたので、地方自治法第196条第1項の規定により、その後任に上坂健司氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めるものです。よろしくお願ひいたします。

次に、同意第2号「監査委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、識見を有する者のうちから選任されております現監査委員の嶋屋昭則氏が、本年7月31日で任期満了となるため、地方自治法第196条第1項の規定により、その後任に山口 徹氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めるものです。よろしくお願ひいたします。

以上、承認第1号から同意第2号までの提案理由とさせていただきますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（川畑孝治） 提案理由の説明は終わりました。

◇承認第1号から同意第2号の質疑、討論、採決◇

○議長（川畑孝治） 日程第7、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

○議長（川畑孝治） 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員。

○11番（松本 朗） 承認1号ですね。介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーと利用者の人数との関係で35人を、介護予防事業者利用者の3分の1の数を加えると44人に広げる、さらには一定の条件を加えれば49人に拡大する、という内容でありますけども、これは明らかにその対象の利用者が増えるわけですから、介護支援専門員の負担が増える、ひいては、よりきめ細かなプラン作成が少なくともプラスにはならない、というふうに思いますけれども、いかがでしょうか。これが1点です。もう1つは、同じところで、管理者の規定もあります。管理者の規定があって、同一敷地内というただし書きが行われているわけですけども、現行の条例では、管理者を、同一敷地内である他の事業所の職務の従事ができるというところのその大前提としては、管理者もその職務に従事するものでなければならない、それが大前提であります。それをただし書きで、同一敷地内にある事業所については兼務できると規定があります。これは6条第3項括弧2です。その括弧2の同一敷地内にあるを削除すると、管理者が他の事業

所の職務に従事する場合というふうになります。そして括弧書きで支障がない場合というふうになるんですけども、これは文章上もおかしいんじゃないですか。ただし、ということで、原則はまげるけどもただし同一敷地内だどいうことを現行条例をうたってるわけですね。その内容については、それしかうたってないんです。それを消すんですよ、改正案は。これは、法律の文言の規定のあり方としてもおかしいんじゃないでしょうか。池田連合長の見解をもとめます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 池田連合長

○広域連合長（池田禎孝） 詳しくは事務局から説明しますが、省令にのっって改正した内容でございまして、先ほどの全協にもお答えしましたように、いずれにしても遺漏のないよう、我々としてはしっかり進めていくものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） 事務局次長の江川です。私の方からご質問にお答えします。座って説明をさせていただきます。まず1点目のケアマネージャーの1人当たりの取り扱いの件数が増えたことによりまして、現状に逆行してるんじゃないかというような趣旨だったと思います。これにつきましては、国の方で介護支援専門員の1人当たりの件数を増やすことにつきましては、事務の効率化を推進するという意味合いも含めまして、システムデータの活用を踏まえて進めていくようにというような趣旨の内容でございまして、一概に、現状のまま取り扱い件数が増えるというような直接的なものではないと解しております。2つ目のご質問でございますけども、管理者の基準の条文の書き方でございます。議員ご指摘の通り、管理者がこれまでは同一敷地内でしか重複して管理

者となることができなかつたものを、今回の改正によりまして、同一敷地外の施設におきましても、例えば同系列の事業所であっても、職員ならびに運営に支障がなければ管理者として責につくことができるという改正であります。いずれにいたしましても、職場環境の改善を図る、そういった目的で、良質な介護サービスの提供のためということでご理解いただきたいと思ひます。条文のこの書きぶりにつきましては、厚生労働省が定める省令に準じて条文制定をしておりますので、ご理解を賜りたいと思ひております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員

○11番（松本 朗） 現行でその利用者の数を増やすことが 職場環境を良くするということには直接的にはならないと思ひますね。説明があつたように、そういうケアマネージャーのケアプラン作成などの職務に対して負担が軽減になる実態がしっかりと担保されて、それを客観的に判断できた上で人数の検討っていうのはあると思ひますけども、坂井地区の事業所の状況はそのようになっているのでしょうか。それから、文言のことで、そういう答弁なのでこれ以上議論できないわけですけども、明らかにこの管理者が同一敷地内にあるということがただしの唯一の具体的な表現なんです。そのかっこ書きの現行の括弧書きをその居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合であるんですけど、それは当たり前のことですからね。ですから、支障がない条件としてただし同一敷地内っていうのが今の条例の読み解き方だと思ひますよ。国の省令にしてはちょっとおかしいなと思ひてますけども。そういう点では、明らかにそういう条件緩和し、管理者をはじめ、最初の説明で法律的に運用するその範囲を明確化とおっしゃいましたけど、別に今までも明確になっていたのですからね。明確になっていたものの緩和でしかない。そういうことではありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） まず1つ目のケアマネージャーの人数のことにつきましては、やはりおっしゃる通りですけれど、事務の効率化を進めるとともに、この現状を改善していくということが目的でありまして、そのためには、先ほどの答弁と同じになります。システムを活用しながら1人あたりの取り扱いする件数を増やすという趣旨でございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。2つ目の管理者の点につきましては、議員おっしゃる通りで、条文の読み方自体の趣旨はおっしゃる通りだと思います。条例の条文自体はこのような書き方になりますけれども、議員おっしゃる通りの解釈で我々も取り扱っていきたいと考えておりますのでお願いします。なお坂井地区内におきまして、この取り扱いをするかどうかにつきましてはこれからでございますので、常時把握していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（川畑孝治） これをもって質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員

○11番（松本 朗） 討論を一括してもいいような気がしますけど。承認第1号について反対の討論を行います。先ほどの質疑も明らかになりましたけども、ケアマネージャーの1人あたりの利用人数が拡大をされるということでもあります。説明の中では、色々と業務の簡素化などということが必要だということはおっしゃいましたけども、現行でそれがなされているということは必ずしも明らかになっていません。国がそういう省令で定めたからと言って、参酌基準だと言って、その通りに坂井市ですることが必ず



しも正しいわけではないわけであります。しかも、第6条の管理者の兼務の条件として、わざわざただし書きで、同一敷地内の施設については兼務ができるというふうに書いてある。支障がない限りできるっていうのは当たり前のことですから、この唯一の具体的な支障がない条件として、同一敷地内の施設だから見れる、別の施設の従事をするところができるんだという規定ですから、その唯一のただし書きを外してしまったのであれば、条文が論理的にも整合性がない、そういう問題であることを指摘し、反対の討論といたします。

○議長（川畑孝治） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（川畑孝治） これより、承認第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（川畑孝治） 起立多数です。ご着席ください。

したがって、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて(坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について)」は、原案のとおり承認されました。

○議長（川畑孝治） 日程第8、承認第2号、「専決処分の承認を求めることについて(坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について)」を議題といたします。

○議長（川畑孝治） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番、松本朗議員

○11番（松本 朗） 管理者について規定があります。第5条第4項でありますけども、この管理者は、現行では主任介護専門員でなければならないという規定を、今度は介護専門員ということで、これも管理者としての責務を緩和していることに繋がります。これはなぜそのようにされるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） ただ今のご質問にお答えします。これも国の基準、省令の改正に伴っての条例の一部改正でございますけれども、国の趣旨としましては、おっしゃる通り、管理者の範囲を制限しつつ緩和していこうという内容でございます。おそらく国の考えも、この事業所の現在の環境の状況を鑑みながら、管理者の軽減を確保しつつ、職員の管理またはそういった運営が可能であれば緩和していこうという考えでございます。これは、総合的に介護者従事者の環境改善に繋がるものという国のねらいがあるものと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番 松本朗議員

○11番（松本 朗） 国の願いはそういう緩和なんですよね。それは本当に、それで、坂井地区の利用者にとって、場合によっては事業者にとっても本当にいいのかわかっていうことについては、少なくともこの広域連合として認識をしておく必要があると思

うんですよね。そうでなければちゃんと管理もできないわけですから。その点ではどのような認識がありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） おっしゃる通り、緩和されたからといって、これが、利用者にですね、不適切な扱いにならないようにしなければならぬと考えております。こちらにつきましても、坂井地区広域連合の考えで、この制度を活用する自治体が、事業所がどれだけあるかをこれから把握しながら、その運営につきましても厳しい目で管理指導していきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（川畑孝治） 他にありませんか。これをもって質疑を終結いたします。

○議長（川畑孝治） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番 松本朗議員

○11番（松本 朗） 松本です。反対の討論を行います。条例3号は、指定介護予防支援等の事業の人員、運営などについて改定するものでありますけれども、先ほどの質疑の中で明らかになりましたが、従前、現行の条例では、管理者についての規定で主任介護専門員ということが提起されております。ところが、改正案では、その確保が著しく困難でやむを得ないという理由があることに、場合については介護専門員を第1項に規

定する管理者とすることができる。そういう意味では大前提があるわけですが、しかし、これを条例の中でそのように緩和をすると、確保が著しく困難であるということは、現実的には介護従事者っていうのは大変厳しいわけですね、確保が。ですから、事業所にとっては、こういう文言を1つ与えることによって、著しく困難だという理由はいくらでも出てくるわけですね。だからこそ、条例で厳しく主任介護支援専門員であるべきだということを規定しているんだと思うんです。でも、根本的な問題は、現状に合わせて条件を緩和することでは決して介護の質の向上にはつながらないわけであり、もちろん、この条例の中には、必要な文言の改正、あるいは利用者に対する説明をきちんとすることなども入ってはいるわけですが、この、改定の本質はここにあるということを指摘して、条例改正には反対であります。

○議長（川畑孝治） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（川畑孝治） これより、承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（川畑孝治） 起立多数です。ご着席ください。

したがって、承認第2号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について）」は、原案のとおり承認されました。

○議長（川畑孝治） 日程第9、承認第3号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

○議長（川畑孝治） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番 松本朗議員。

○11番（松本 朗） 議案書の13ページに第6条第5項というところがあります。ここの中で改正を求めているのは、この当該指定定期巡回や随時対応型訪問介護看護事業所においてですね、従来は同一の施設であるべきだというふうに規定されていたのを敷地に行っているんですね。この承認1号から4号、みんなそうなんですけど、従来、同一敷地っていう規定を削除する、唯一、同一施設ということで条件を、この巡回をするにあたってですね、規定をしていたのに、今度は同一敷地にすると。まさにゆるくゆるくするわけですよ。これは色々と、同じ敷地であっても、元々最初に作った条例は、本来あるべき姿を求めて作られたと思うんですよ。それは同一施設を敷地に改めることによってどういう問題が生じるかについてと、広域連合としても認識することが重要だと思うんですけど、その点ではいかがでしょうか。これが1点です。それから、171条、議案書では20ページですけど、171条の見出しの中で、病院を医療機関に改めると。その協力病院でなくて協力病院を医療機関、協力医療機関にするんだ、複数という条件をつけていますけどね。これはどういうことが考えられるか、何がどう違うのか、この点についてはちょっと説明を求めます。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長。

○事務局次長（江川欣男） ただいまのご質問にお答えします。まず、1点目の指定巡

回のことに関しましての文言のご質問でございます。この条文の書きぶりにつきまして、色んな条文の文言整理が行われているわけですが、これはおっしゃる通り、指定巡回に関しましての今までの規制を少し緩和するような内容になっております。言い回しの文言につきましては、国の基準のとおりでございますので、この趣旨を正しく捉えながら、これから広域連合としましては指導監査をしていきたいと思っております。もう1つの方の条文の文言のことでございますけれども、こちらにつきましても、繰り返してございますけれども、基準省令を参酌しておりますので、特に広域連合としまして、この条文の趣旨をはみ出すことなく、きちんと捉えながら、これから坂井地区の事業所に指導を行っていきたいと思っております。今回の改正につきましては、条文の中で言葉の整理とか、法律上の改正を捉えた改正もあるのでございますけれども、それに伴って条文の文言整理も多数ございますので、そういったご理解をお願いできないかなと思っております。以上でございます。

○議長（川畑孝治） ほかに質疑はありますか。

これを持って質疑を終結いたします。

○議長（川畑孝治） これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番 松本朗議員。

○11番（松本 朗） 承認第3号について反対の討論を行います。条例改正の中には必要な文言改定など、より明確にする必要性のあるものは一定反映されています。しかし同時に、これもやはり事業者の責務を緩やかにするというのが非常に懸念をされるわけであります。定期巡回随時対応型訪問看護介護事業についてでありますけれども、

巡回をする対象を今までは同一の施設にしていました。今度の改定で同一敷地内ということにしました。その他の管理者が兼務する条件として、これまで同一敷地内という言葉をもそもこの条例、一体の条例群の中では使っているんですね。ところが、この定期巡回のところだけは同一敷地内にしてないんです。元々。そこには意味がある。そういうふうに理解するべきではないでしょうか。ですから、それをまた緩やかに、今度また大改訂の時はそれが、同一敷地が削られるかどうかは別としてですね、さらに緩やかになる。それは結局、巡回を、巡回の密度を薄くなることにも繋がりますから、そういう改編の第一歩だというふうに思います。その点では広域連合がそういうことをしっかりと踏まえた上で、最大限、そういうことになっていかないように事業所をアドバイスをしていただきたいと思います。これは171条のところでも、この病院を、医療機関ということで、この病院、明確な私の質疑に答弁がなかったんですけども、ここはやはり病院だと医療機関の違いっていうのがあるわけですね。だから、そういう緊急対応力だとかそういうことで曖昧になる、複数ということを一応かかっていますけども、という現状が色々と厳しいということを現実にもありながらも、条例上これを緩和することになると、一層低くなる、これがひいては利用者の利便を損なうことになるということを指摘して反対討論といたします。

○議長（川畑孝治） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（川畑孝治） これより、承認第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（川畑孝治） 起立多数です。ご着席ください。

したがって、承認第3号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例について)」は、原案のとおり承認されました。

○議長（川畑孝治） 日程第10、承認第4号、「専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

○議長（川畑孝治） 本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子） 今、色々と質疑、討論が出ました。4号についても、細かいことではなくて、全体的に考えますと、保育士不足や介護職の不足、これはやはり保育所でも配置基準を改善した方がいいという声が出ているし、やはりこの配置基準を変えるっていうことは介護の場合は、マイナスですよ。利用者にとっては、どうしても利用したいという人にとっては、配置基準、1人でたくさんの人をみるっていうことはありがたいかなと思いますけども、介護職の人にとっては大変負担が大きくなる。負担が大きくなると、介護職になる人が少なくなる、逆循環が働くのではないかという風に考えますし。先ほどから言ってます、敷地内じゃなくても、遠隔地であっても同一管理者が管理できるっていうことですが、先ほど議運の時も話しましたが、詳しく言うとダメなんですけど、民間委託をされた会社の管理者が、いつの間にか、知らない間に他県の施設の管理者にもなっている、2つを兼務してしまったんですね。その結果、それだけではないかもしれませんが、不具合が起きた時にどうしてですかって聞きに行きましたら、管理者が遠くのところにいるっていうことが、やはり、大



きな原因ではなかったかというふうに言われました。その後、そこはもう兼務しないということになって、しっかりと、1つの施設を運営してるわけですけども、そういうことが考えられます。初めは緊張していてそんなことはないように思うかもしれませんが、だんだん、だんだんと気持ちが緩くなるとそういうことがあり得ない。そのように考えますけれども、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 江川事務局次長

○事務局次長（江川欣男） ただ今のご意見でございますけれども、当広域連合につきましても、多業種におきましての人材不足におきまして、色々な業界で制度改正、持続的な制度改正をするということで取組を進めていることはご承知のとおりです。介護事業につきましても、やはり介護人材は非常に不足しておりまして、国におきましては、先ほどのご説明の通り、いろんな制度の改正をしながら、今の現状にあった持続可能な制度改正に努めていこうという方向で動いております。そう言いながらも、やはり1番課題となっておりますのは、今学生であります若い年代層に対して、介護職を目指そうという、そういったものが生まれてこない限り、なかなかこの大きく改善するものではないと考えておりますので、当広域連合につきましても、いろんな制度改正を事業所に説明をじっくりしながら、より取り組みをしていただきまして、なおかつ、広域連合といたしましては、教育の現場でも介護職を目指していただきますような出前講座をするなど、そういった形で総合的に進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をよろしくお願いします。

○議長（川畑孝治） 他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（川畑孝治） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（川畑孝治） 11番 松本朗議員。

○11番（松本 朗） 承認第4号について反対の討論を行います。先ほどの質疑の中で、畑野議員の指摘があった、介護事業所ではありませんけれども、大事な食を扱う事業所で管理者が遠隔地で兼務をしていたという実態が紹介されました。やはり管理者というのは重要なポジションなわけで、人間の意識というのは存在に否定されますから、遠くにいけば遠くの、もう1つの遠くのところについては、なかなか心はあっても現実的に十分な把握ができないのは当然であります。全体としてそういうことが今回の条例にはあります。第4号で言えば、拘束する必要性がある場合の説明責任など、文言の改正など必要な改正もあるわけでありまして、同様に条件の緩和がされているところが非常に多く見られて賛成できません。先ほど次長の答弁でもありましたように、今の介護事業の状況というのは深刻なわけでありまして、それをどういう立場で解決していくのかということであります。例えば、保育所の保育士の問題でも、保育士の資格を持っているたくさんの新卒者がいるけれども、保育の現場には従事しないと。基本的には同様なことがあるのではないのでしょうか。現実の大変さ、業務の大変さに比べて報酬が少ないわけです。今回の政府の通所訪問介護の改定はマイナスであります。これによって、全国的には、介護事業所の訪問サービスを1時間半やっていたのが45分に縮小しなければ回っていかないんだとか、さらには廃業せざるを得ないとか、そういう現実も出ています。ですから、そもそも介護従事者の労働環境を守らなければ一層人手は不足するわけです。今度の条例改正というのは、目先の困難さを緩和することで対応しようとするにすぎない。これは、いっそう、その実際の従事者の負担を増やすことになり、ひいては利用者のサービス向上につながりません。本来、国がもっと抜本的な財政措置を行うべきです。

今後10年間にさらに後期高齢者も爆発的に増えていくわけです。独居の高齢者も増えていくわけです。ですから、介護予防は大事にしながらも、やはり介護そのものの充実が避けられないわけであります。今、軍事費をどんどん政府が増やしていますけども、そんな場合ではない。今こそきちっと社会保障を充実すること、これが重要ではないでしょうか。そういう点でこの条例案については反対であります。議員の皆さんの賛同を求めて、討論いたします。

○議長（川畑孝治） 他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

○議長（川畑孝治） これより、承認第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（川畑孝治） 起立多数です。ご着席ください。

したがって、承認第4号、「専決処分の承認を求める ことについて（坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）」は、原案のとおり承認されました。

○議長（川畑孝治） 日程第11、同意第1号、「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、上坂健司議員、の退場を求めます。

（上坂健司議員退場）

○議長（川畑孝治） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

と思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川畑孝治) 異議なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(川畑孝治) 起立全員です。ご着席ください。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

上坂健司議員の入場を許します。

(上坂健司議員入場)

○議長(川畑孝治) 日程第12、同意第2号、「監査委員の選任について」を議題といたします。

○議長(川畑孝治) 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川畑孝治) 異議なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(川畑孝治) 起立全員です。ご着席ください。

よって、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇閉議の宣告◇

○議長（川畑孝治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（川畑孝治） ここで広域連合長の挨拶を許可します。

○広域連合長（池田禎孝） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございます。専決処分の承認を始めとする、提出いたしました議案等の全てをご承認いただき、心から感謝を申し上げます。本会議を通じ論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合の運営に万全を期してまいります。

最後になりますが、過ごしやすい季節とはいいながら、気温が急に上昇する日もありますので、議員各位におかれましてはお体には十分にご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（川畑孝治） これをもちまして、第79回坂井地区広域連合議会臨時会を閉会します。

○事務局補佐（手島紀志子） 御起立願います。一同、礼。

〔一同起立・礼〕

午後 3 時 5 6 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員